

てあり、教育勅語を以て宗教なりとして他の宗教を排斥するが如き、過激思想に譲らぬ危険を伴ふのであります。我が皇室は左様な事よりは超越遊ばされて、左様な論争に關らずして、凡てのものを率ゐてお出でなさるのである、故に勅語を直ちに宗教とする解釋も、私は採るべきでないと思ふ。

然らば正しい解釋はどうかといふ事に就て、卑見を申上げて見たいのであるが、その前に一言應用に就て申して置きたい。解釋既に認れるが故に従つて應用が誤るのは當然であります、それは一々申す迄もありませぬ、又餘り事實に就て今日迄の事を申上ぐれば、却つて恐入るやうな事になるのでありますから、私は申しませぬが、この勅語出でしが爲に日本の國民の宗教心の發達に如何なる關係を取つたかといふ事を、應用の上、又文部省が爲さつて來て居る今日迄の事からして考へましたならば、餘程大きな問題がそこにあらうと考へます。けれどもそれは餘り多くを申上げたくありません、唯だ解釋既に誤れば應用に於ても十全ならずといふ事は、モウ論理の明かなる

所であり、多言を要せぬ事でありませぬ。

三、教育勅語の徳目と其の分類

そこで第二段に移りまして、教育勅語の徳目とその分類に就て申上げて見たい。それは第三段の議論を進め行く爲の準備として、この教育勅語の上にお示しになつて居る徳目を數へ、これを倫理の主義、思想の上に分類して進んで行きたいと思ふのであります。

私の拜します所では多々徳目が擧つて居りますが、先づ二十一ほど數へ得るかと思ひます。(1) 國を肇むること宏遠、(2) 徳を樹つること深厚、(3) 克く忠に、(4) 克く孝に、(5) 億兆心を一にし、(6) 世々厥の美を濟す、(7) 兄弟に友に、(8) 夫婦相和し、(9) 朋友相信し、(10) 恭儉己れを持し、(11) 博愛衆に及ぼし、(12) 學を修め、(13) 業を習ひ、(14) 智能を啓發し、(15) 徳器を成就し、(16) 公益を廣め、(17) 世務を開き、(18) 國憲を重じ、(19) 國法に遵